

令和5(2023)年4月20日
鹿児島県鹿児島市
独立行政法人都市再生機構
九州支社

～歩いて楽しめるまちづくりの実現に向けて～ 鹿児島市とUR都市機構が連携に関する協定を締結

鹿児島市と独立行政法人都市再生機構（以下「UR都市機構」）は、鹿児島市の中心市街地において、歩いて楽しめるまちづくりの推進に取り組むことを目的として、令和5年4月19日（水）に協定を締結しました。

今後、鹿児島市とUR都市機構はともに、鹿児島市の持つ様々な資源を活かしながら、歩いて楽しめるまちづくりの実現に向けて取り組んでまいります。

（別添協定書参照）



写真右より

しもづる
下鶴
まぜ
間瀬

たか お
隆央
しょういち
昭一

鹿児島市長

UR都市機構九州支社長

（お問い合わせ先）

鹿児島市

建設局都市計画部市街地まちづくり推進課

（電話）099-216-1388

UR都市機構

九州支社 都市再生業務部まちづくり支援課

（電話）092-722-1369

九州支社 総務部総務・法務課（広報担当）

（電話）092-722-1004

1 背景

- ・ 鹿児島市では、令和4年3月に「第二次かごしま都市マスタープラン」を策定し、成熟した持続可能な都市づくり、多様な主体による協働の都市づくりを基本理念として、中心市街地の活性化や歩いて楽しめるまちづくりなどの施策に取り組んでいるところです。
- ・ 中心市街地では、これまで再開発の促進などに取り組んでおり、令和3年6月のライカ1920（中央町 19・20 番街区）開業、令和4年3月の鹿児島駅周辺基盤整備完了、令和4年4月のセンテラス天文館（千日町 1・4 番街区）開業などにより、新たなにぎわい拠点が形成されています。
- ・ 今後は、鹿児島中央駅から天文館、本港区、さらに鹿児島駅までのエリアにおいて、来街者のさまざまな消費行動やまちの魅力の気付きにつなげ、にぎわいとゆとりある都市空間の創出を図るため、歩いて楽しめるまちづくりを推進することとしています。
- ・ そうした中、令和4年10月、鹿児島市は「照国表参道歩行者天国社会実験」を、まちづくり法人の（一社）天文館みらいマネジメントと連携して実施。UR都市機構は市の実施支援の立場で当実験に参画し、全国でのまちづくり支援の実績をふまえ、効果検証に係る助言などを行ってきました。

鹿児島市とUR都市機構は、上記をふまえ、国土交通省の推進する「ウォーカブルなまちづくり」をはじめ、全国的な視点に立った考察も含めた検討を実施することとし、相互に連携することで、歩いて楽しめるまちづくりを推進していくため、協定締結に至りました。

2 目的

鹿児島市とUR都市機構が相互に連携を図り、鹿児島中央駅から天文館、本港区、さらに鹿児島駅までのエリアにおいて、歩いて楽しめるまちづくりを推進することを目的としています。

3 協定に基づく主な取組事項

- （１）まちなかウォーカブルの推進に関すること。
- （２）魅力的なまちなみ形成の推進に関すること。
- （３）官民連携によるまちづくりの推進に関すること。
- （４）前各号に掲げるもののほか、鹿児島市及びUR都市機構が必要と認める事項に関すること。

<鹿児島市の概要>

鹿児島市は、鹿児島の県都であり、鹿児島湾（錦江湾）に面し、海を隔てた桜島を含んだ面積約 548km²、人口約 59.3 万人の都市です。市街地は、鹿児島湾に流入している甲突川、永田川などの中小河川で形成された平坦部にあり、その周辺は、海拔 100m から 300m の丘陵地帯（シラス台地）となっています。

市街地の眼前に広がる雄大な桜島と波静かな錦江湾という世界的にも稀有な自然景観をはじめ、多様な生き物が棲む自然環境、魅力あるウォーターフロント、まちなかで楽しめる温泉、温暖な気候、郷土色豊かな食文化など、多彩な自然資源に恵まれるとともに、業務・商業機能などの都市機能が集積した魅力ある都市空間が形成されています。

新幹線の南の発着点である鹿児島中央駅をはじめ、九州縦貫自動車道などの高速交通網、離島航路の発着機能を持つ鹿児島港、大型クルーズ船の接岸が可能なマリンポートかごしまなど、国内外とのダイナミックな交流を支える基盤を備えています。

<UR都市機構の概要>

【沿革等】

昭和 30 年に日本住宅公団を設立。昭和 56 年に宅地開発公団を統合し、住宅・都市整備公団を設立。平成 11 年に住宅・都市整備公団を廃止し、都市基盤整備公団設立。平成 16 年に地域振興整備公団の地方都市開発整備部門を統合して、独立行政法人都市再生機構を設立し、現在に至る。

資本金 10,757 億円（令和 3 年 3 月末現在）、職員数 3,196 人（令和 5 年 4 月 1 日現在）

【主な業務内容】

1. 都市再生

まちが抱える課題を解決するため、半世紀以上にわたって培ってきた豊富な事業経験やノウハウと公平性・中立性を生かし、民間事業者や地方公共団体、地域の皆様と連携して、政策的意義の高い都市再生を推進しています。

- ・国際競争力と都市の魅力を高める都市再生の推進
- ・地域経済の活性化やコンパクトシティの実現
- ・防災性向上による安全・安心なまちづくり

2. 賃貸住宅

UR賃貸住宅を適切に管理し豊かな生活空間を提供するとともに、高齢者や子育て世代など多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち「ミクストコミュニティ」の実現をめざします。

- ・多世代が安心して居住可能な環境整備
- ・持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進
- ・多様化するニーズに対応した賃貸住宅の提供

3. 災害復興

阪神・淡路大震災以降に培ってきた復旧・復興の経験を生かして、東日本大震災や熊本地震、令和 2 年 7 月豪雨など、日本各地で発生した大規模災害からの復旧・復興を全力で推進していくとともに、国や関係機関との連携を図りながら、地方公共団体などへの防災時の円滑な対応に関する啓発活動などを進めています。

鹿児島市と独立行政法人都市再生機構との連携に関する協定書

鹿児島市（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携を図り、鹿児島中央駅から天文館、本港区、さらに鹿児島駅までのエリアにおいて、歩いて楽しめるまちづくりを推進することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携及び協力するものとする。

- （1）まちなかウォークブルの推進に関すること。
- （2）魅力的なまちなみ形成の推進に関すること。
- （3）官民連携によるまちづくりの推進に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、別途甲乙合意の上、決定する。

（連携体制）

第3条 甲及び乙は、前条に定める事項を円滑に推進するため、必要な体制の確保及び情報の共有を行うものとする。

（秘密の保持）

第4条 甲及び乙は、本協定の履行に関して知り得た情報を、法令等に基づく場合を除き、漏らしてはならない。本協定の有効期間終了後においても同様とする。

2 前項の規定に関わらず、事前に相手方の承諾を得た場合、甲又は乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができるものとする。

（協定内容の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1月前までに、甲乙いずれかから本協定の更新について意思表示があった場合、本協定の更新に関する協議を行うものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 鹿児島県鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市

鹿児島市長 下鶴 隆央

乙 福岡県福岡市中央区長浜二丁目2番4号

独立行政法人都市再生機構九州支社

支社長 間瀬 昭一